

スペシャル 301 条、USTR がインドネシアの警戒レベルを引き下げ

2006 年 11 月 6 日
JETRO NY 澤井、中山

USTR は本日、インドネシアにおける知的財産権 (IPR) 保護が改善されたとして、スペシャル 301 条に基づく同国の「優先監視国」(Priority Watch List) 指定を「監視国」(Watch List) 指定に一段引き下げることを発表した¹。

インドネシアは 01 年以降「優先監視国」に指定されている。USTR は昨年、同国の IPR 保護の改善状況を再評価するために定期サイクル外レビュー (Out-of-Cycle Review) を実施したものの、本年 4 月に発表された 06 年スペシャル 301 条報告書²においても「優先監視国」指定が継続されたままであった³。同報告書によれば、本年も同レビューを通じて再評価するとしていた。

今般の USTR の発表によると、上記 06 年のレビューの結果、海賊版光ディスクに対する取締りの強化、IPR 保護強化のための組織体制の確立、啓発活動等が評価され、警戒レベルの引き下げに至った模様。なお、USTR は同国に対して、再び「優先監視国」指定に逆戻りすることのないよう現行の取り組みを維持するとともに、更なる改善を求めている。

<参考>

11 月 6 日付 USTR プレスリリース

http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2006/November/US_Government_Recognizes_Indonesias_Enhanced_IPR_Enforcement_Ranking_on_Annual_Report_Improved.html

(了)

¹ 1974 年米国通商法 182 条に基づき、IPR 保護の不十分な国を優先監視し、USTR が外国貿易障壁報告書 (NTE レポート) 提出後 30 日以内に作成する報告書 (スペシャル 301 条レポート) において警戒国及びそのレベルを指定する。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調の場合は対抗措置 (制裁) への手続が進められる。なお、優先国の撤回はいつでも行うことができるが、定期報告において米国議会への説明が必要。

² http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2006/2006_Special_301_Review/asset_upload_file473_9336.pdf (インドネシアについては P28 参照)

³ 2006 年 4 月 30 日付け知財ニュース「USTR が 2006 年スペシャル 301 条報告書を公表」を参照。